

# 統計アラカルト

## 統計調査員とパートタイム労働者の動向

先日、A市の職員とお会いしたとき、「以前は30歳～50歳代女性の統計調査員の登録が多かったけれども、このごろめっきり少なくなった」との話があり、統計調査の第一線で活躍する統計調査員の確保に困っている様子でした。

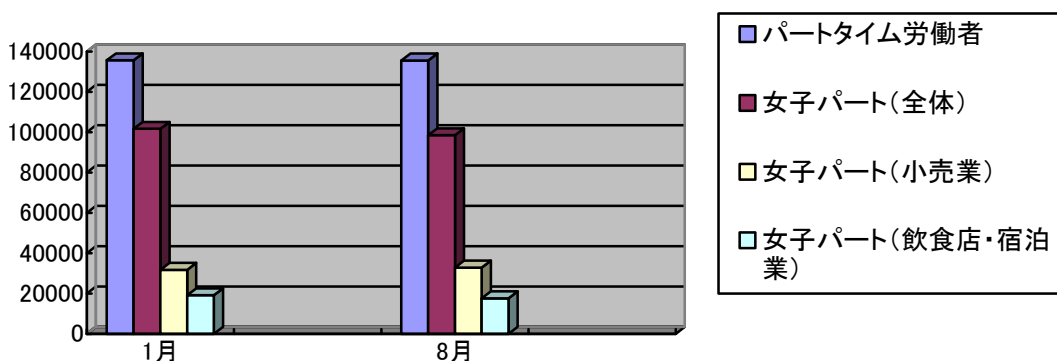
統計調査員は、統計調査のたびに任命される国、県、市町村の公務員（非常勤）で、調査活動に応じて手当（報酬）が支払われます。現在、県内で約1,200名の方が市町村に登録されています（登録調査員）が、その多くの方々は、拘束時間が比較的少ない職業層、子育てから手が離れて比較的自由となる時間を持った主婦層、定年後の社会活動等が可能な年齢層など、となっています。

さて、統計調査員が調査を行う毎月勤労統計調査（第二種事業所）を含めた平成21年8月分の月報が公表されました。今回は、その内容を基にして、調査員への登録が期待される層の一つ「比較的自由となる時間を持った主婦層」とも関連する女子パートタイム労働者の状況について、少しだけ触れてみます。

21年8月末における県内の毎日勤労統計の調査産業（規模5人以上）の労働者は53.6万人。うちパートタイム労働者は13.6万人で、男女比率は女子が72.7%、男子が27.3%です。労働者数に占める女子パートタイム労働者割合が多いのが①小売業（70.0%）、②飲食店・宿泊業（68.1%）で、貴重な戦力となっています。女子パートタイム労働者は、本年（平成21年）1月末の10.1万人に対し、7ヶ月間で約3,000人が離職し、8月末では9.8万人となっています。

このことからすると一見、比較的自由となる時間を持った主婦層が増え、登録調査員の希望者も増えるかのような期待を抱きそうになります。しかし、世の中は景気後退の影響が続いており、能力を持った方々が十分にその力を生かし切れていない現状が見えます。精度の高い統計を維持するためには、やる気のある統計調査員を地道に掘り起こして行く必要があります。

統計調査員に興味・関心のある方は、お住まいの市町村役場統計主管課にご相談ください。



\*パートタイム労働者とは、「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」「臨時社員」「準社員」など、名称の如何にかかわらず、常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者のことです。

①1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者。

②1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで、一週の所定労働日数が一般の労働者より短い者。